

社会福祉法人水の木会 役員等報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人水の木会定款第8条及び21条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、委員（評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員、運営推進会議委員等）をいう。

2 本規程でいう業務とは、理事会、監査会、評議員会、各種委員会等の会議出席及び担当業務をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等が業務にあたった場合は、別表により報酬及を支給することができる。

(出張旅費)

第4条 役員等が法人業務のため出張する場合は、出張旅費規程により支弁する。

(適用除外)

第5条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表

役員等	報酬（会議出席1回につき）	備考
理事長・常務理事	無し	
理事	5,000円	
監事	5,000円	
評議員	5,000円	
評議員選任・解任委員	3,000円	事務局委員は無し
苦情解決第三者委員	2,000円	
運営推進会議委員	無し	